
高濃度PCB廃棄物の無害化処理に関する 環境大臣認定制度

令和8年8月18日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

認定制度の概要



- 高濃度PCB廃棄物を無害化処理認定制度の対象とするため、対象を定めた告示と、処理の基準を定めた告示を改正（令和8年〇月〇日に官報掲載）。

告示第39号：無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物

	対象	現行	改正により追加
第1項	一般廃棄物	石綿含有一般廃棄物	PCB廃棄物
第2項第1号	産業廃棄物 廃PCB等	5,000mg/kg以下	左記を除く 高濃度PCB廃棄物 （ただし告示第40号で定める方法で焼却を行う場合に限る）
第2号	産業廃棄物 PCB汚染物	汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・廃プラスチック類：100,000mg/kg以下 金属くず等：5,000mg/kg以下	

告示第40号：ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等

	項目	改正により追加
第二条	無害化処理の内容の基準	高濃度PCB廃棄物の処理を行う場合、 分別・除去し焼却 を義務付け
第三条～第六条	施設やその維持管理の基準	高濃度PCB廃棄物の 分別・除去及び焼却 に係る基準を追加
第八条	実証試験に関する書類	高濃度PCB廃棄物の 分別・除去及び焼却 に係る実証試験関係の書類
第十条	記録する事項	分別・除去により5,000mg/kg以下となることを確認した分析結果等

① 制度説明、事前相談・調整

- ✓ 実証実験
- ✓ 自治体への情報提供

② 地方環境局への申請、受理

③ 告示、知事等への通知、公告・縦覧

④ 関係者からの意見書、知事等意見受理

⑤ ④を踏まえた審査、有識者意見聴取

⑥ 審査結果決定→事業者の結果通知

※ 地方環境局等が事後調査

● 認定を受けるための要件

1. 処理方法・技術に関する要件

- ✓ 確実に無害化処理できること
- ✓ 生活環境保全上の支障を防止基準の遵守 等

2. 処理実施者に関する要件

- ✓ 生活環境保全に配慮された事業計画
- ✓ 受入廃棄物の性状確認・管理、施設の運転管理 等

3. 施設に関する要件

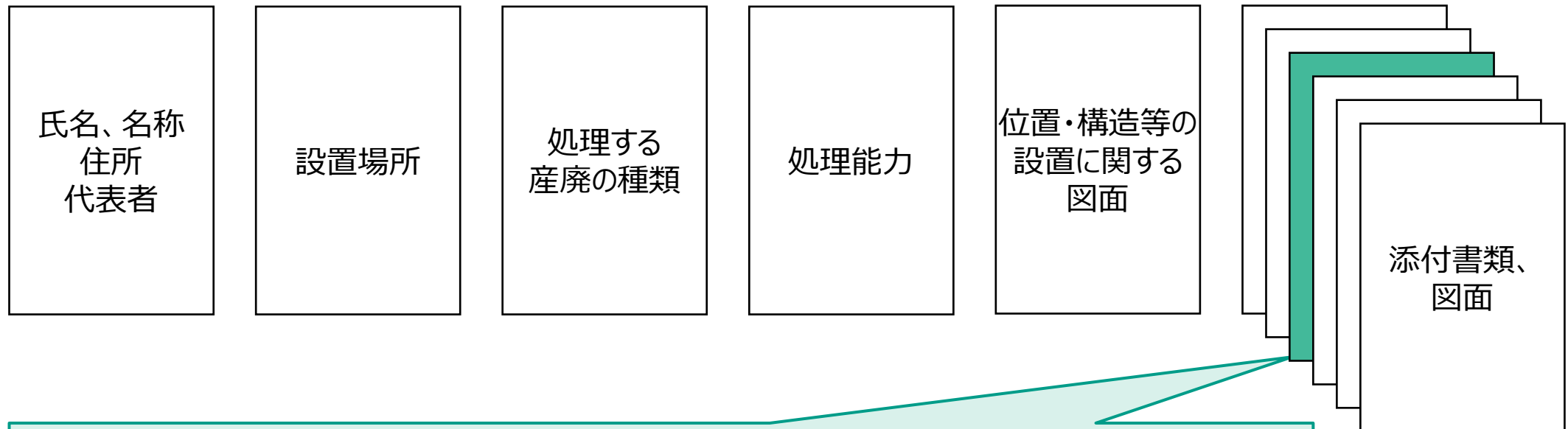
- ✓ 排ガス・排水、薬剤等による腐食防止措置
- ✓ 飛散・流出、悪臭の発散を防止する構造又は設備
- ✓ 排水を放流する場合、排水処理設備 等

● 実証試験での確認事項

- ✓ PCBの分解効率、処理温度、炉内の処理時間など
- ✓ 排ガスや排水、灰等のPCB・ダイオキシン類の検出状況
- ✓ 排水その他周辺環境（敷地境界を含む）への影響

- 高濃度PCB廃棄物の無害化処理認定申請にあたっては、低濃度PCB廃棄物と同様の書類に加え、**実証試験に関する書類（告示第40号第八条第4号）**に追加項目がある。

申請書記載事項（法第15条の4の4第2項）



高濃度PCB廃棄物进行处理する場合、「**当該実証試験において焼却施設に投入する廃棄物が第二条第二項第二号ロに規定する基準に適合したことを示す書類**」が必要



分別・除去の作業フロー、作業前後のPCB濃度の分析結果等を示し、焼却投入前の基準を満たすことが確認できる資料

- 認定申請時には、事業計画、設備の設置工事と維持管理、無害化処理の技術的能力等を提出し、審査を受ける必要がある。
- **高濃度PCB廃棄物の処理**にあたっては、これまでの低濃度PCB廃棄物の無害化処理に比べ、**受入・検査から前処理（分別・除去）の完了**まで、性状に応じた設備や作業環境をより高度に計画する必要がある。

高濃度PCB廃棄物を対象とする場合、 低濃度から更新すべき主な事項



- ① **処理対象物**（第2条第1項）
- ② **排ガス・排水の安全確保**（第2条第2項第1号）
- ③ **分別・除去の方法と基準適合**（第2条第2項第1号）
- ④ **6カ月ごとの分別・除去の確認試験**（第3条第3号）
- ⑤ **高濃度が低濃度に混入するおそれの防止措置**（第4条第2号）
- ⑥ ④に関する、試料採取位置、採取年月日、試験結果取得年月日、試験結果の記録（第10条第7号）

- 無害化処理認定の審査については、有識者により構成される「PCB廃棄物無害化処理認定に関わる技術評価委員会」に諮り、適切な無害化処理が行えるか技術的な審査を行うこととしている。
- 具体的な審査項目として、低濃度PCB廃棄物の無害化処理では、例えば下記のような項目がある。

- ・ 受入時の作業手順と使用器具、作業員の安全と漏洩防止対策
- ・ 保管と収集運搬の計画
- ・ 処理設備への投入までの移送方法
- ・ 焼却の管理（焼却条件の設定、温度測定方法、測定機器の管理方法等）
- ・ 排ガス・排水処理（処理の方法、排ガス濃度測定方法、ばいじんの処理方法、排水分析方法）
- ・ 作業環境測定方法
- ・ 緊急時の対応
- ・ 情報公開

低濃度PCB廃棄物の 審査項目



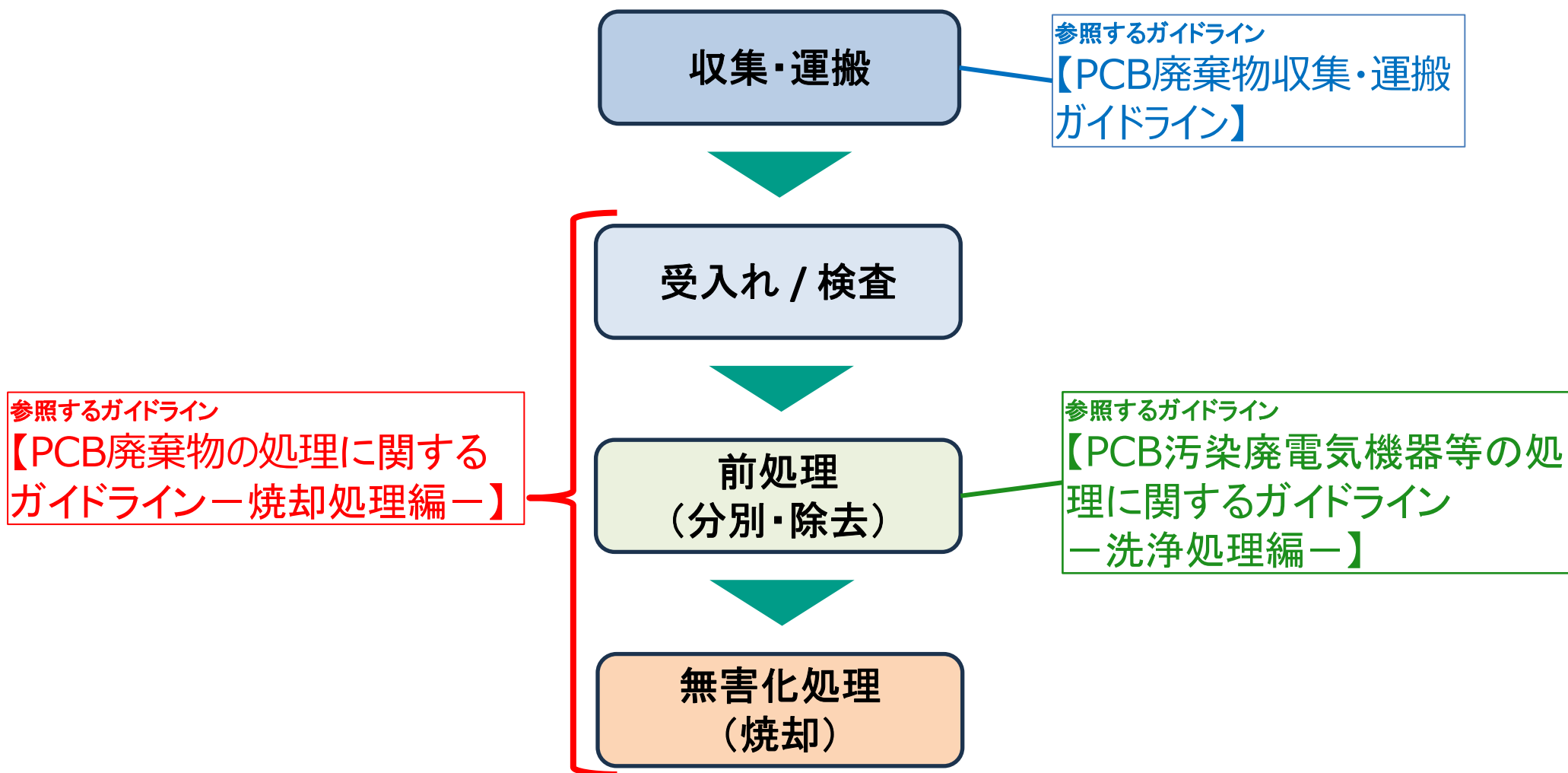
高濃度PCB廃棄物を対象とする場合、 追加で行う主な審査項目

- ① 受入・検査における高濃度PCB廃棄物の扱い方法
- ② 高濃度PCBの分別・除去方法
- ③ 分別・除去設備の維持管理方法 等

高濃度PCB廃棄物の無害化に関わる技術ガイドライン



- 無害化処理事業の実施に際し事業者が参照する技術ガイドラインについて、高濃度PCB廃棄物が対象に追加されることを踏まえて改定を実施。



PCB廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編－

- 高濃度PCB廃棄物を処理する場合に必要な設備の要件や維持管理方法などを解説するとともに、受入から分別・除去の工程における必要事項を追加。

■ 受入・検査

対象物の事前確認

搬入時受入検査

PCB濃度確認

高濃度と低濃度が混在しないよう管理

作業者の安全対策

漏洩・飛散防止対策

■ 分別・除去

高濃度PCBの分別・除去作業を行うエリアとそれ以外のエリアをレベル分け

同施設の焼却処理能力に応じた高濃度PCBの分別・除去に必要な設備の設置、維持管理

暴露防止のための保護具着用

局所排気、排気の活性炭吸着

- ・ 厚労省「安全衛生対策要綱」等に沿った安全対策、PCB等の作業環境濃度の測定等が必要

■ 焼却

- ・ 焼却条件の管理（850℃または1100℃・2秒以上、CO濃度、ダイオキシン防止、PCB分解完了の確認）、排ガス処理、排水管理と処理の方法、焼却炉の維持管理（点検、記録）の方法を解説

■ 全体

- ・ 事故・火災対策、災害対応、環境保全

- 高濃度PCBの分別・除去の方法の一つとし、洗浄処理が用いられることから、高濃度PCB廃棄物の取り扱いを追加。

■ 受入・検査

対象物の事前確認

搬入時受入検査

PCB濃度確認

作業者の安全対策

漏洩・飛散防止対策

■ 洗浄処理

- ・ 厚労省「安全衛生対策要綱」等に沿った安全対策、PCB等の作業環境濃度の測定等が必要

高濃度PCBの分別・除去作業を行うエリアとそれ以外のエリアをレベル分け

洗浄に必要な設備の設置、維持管理

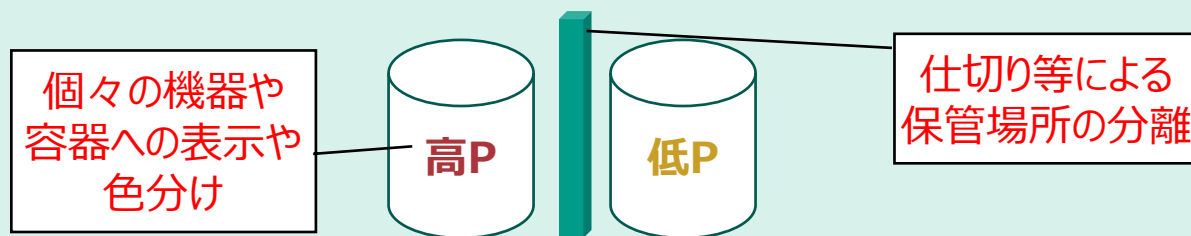
所定の保護具着用

PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン

- これまでは、高濃度PCB廃棄物（JESCO事業）と低濃度PCB廃棄物（無害化处理）で別々に運搬
- 低濃度PCB廃棄物の収集・運搬事業者が、高濃度PCB廃棄物にも対応できるよう実務指針を整備するため、高濃度用・低濃度用ガイドラインを統合し、高濃度に係る特則を整理。

高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物の両方を扱う運搬事業者の主な留意事項

- 高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物の取り違いや混入防止



※ヒューマンエラーの防止に有効な措置を整理

- 緊急時に備え、位置情報取得や緊急時連絡などができる機器の用意
- その他
 - ・ 液抜き時の接続部の漏洩対策
 - ・ 収集・運搬時に備え付ける応急措置設備や保護具、等

低濃度のみ扱う場合と高濃度を扱う場合を分けて必要事項を整理